



職業分類

西澤 弘

(労働政策研究・研修機構主任研究員)

国や地方自治体の実施する統計調査の結果を職業別に表示する際にどのような職業分類を使用するかは、従来、調査の実施主体に委ねられてきた。日本標準職業分類を使用する統計もあれば、調査独自の職業分類を使用する統計もある。使用する職業分類が調査によって異なっていたのは、日本標準職業分類が法令にもとづいて設定されたものではなく、調査対象を的確に把握するための工夫が調査の実施主体に委ねられていたからであるとも考えられるが、統計の利用者にとっては統計間の比較を困難にする、いささか迷惑な状況でもあった。

2009年12月に日本標準職業分類が改定され、これを機に日本標準職業分類は統計法という統計基準として設定された¹⁾。2010年4月以降、公的統計を職業別に表示する際には原則として日本標準職業分類を使用することが求められている²⁾。各種統計調査において日本標準職業分類を統一基準として使用することによって、公的統計の職業別表示の統一性を確保するための環境が整備された。しかし統計の職業別表示については、依然として国際比較の問題が残されている。

職業別統計の国際比較は国内基準と国際基準とが整合的であることを前提にしている。国内基準は上述の通り日本標準職業分類であるが、国際基準は国際労働機関（ILO）の設定している国際標準職業分類である。国際比較にはこの職業分類を用いるのが一般的である。ところが日本標準職業分類はこの国際基準との整合性が必ずしも高いとは言い難い。

それはなぜなのか。本稿では、日本標準職業分類と国際標準職業分類のそれぞれの現在までの歩みを振り返り、両者間の隔たりの由来を明らかにしたい。まず職業分類の基本概念を簡単に紹介し、次いで近代以降の職業分類の発展史をごくかいつまんで繙いてみることにする。

I 職業分類とは

職業分類は個人（就業者）の属性のひとつである職業を体系的に配列したものである。職業のどこに着目するかによって職業分類の性格は異なったものになる。職業を区分する視点は大きく4つある。①職

業に含まれる活動そのものに焦点を当て、仕事の類似性にもとづいて分類する。②働く場所や生計を得る事業所の経済活動を重視して分類する。③職業の持つ社会的威信に着目して社会的地位や評価にもとづいて分類する。④個人が能力、興味等の特性が異なっていることに着目して、その評定要素にもとづいて分類する。

①は最も基本的な考え方であり、多くの職業分類に採用されている。②～④は職業のさまざまな側面のうち産業の側面（②）、社会経済的な側面（③）、労働者特性の面（④）をそれぞれ重視した分類方法である。現実の職業分類は、①の視点を中心にして、その作成目的に応じて②～④の要素を加味して作成されている。

職業分類の作成方法には帰納的手法と演繹的手法がある。帰納的手法では、まず最小単位の分類項目を設定し、それを束ねて上位項目を設定し、更にそれを集約する作業を繰り返して最終的に階層を持った分類体系が構築される。他方、演繹的手法では、最初に理論的に区分されるべき大分類項目を設定する。次に職業に関する具体的な情報などを参考にして、大分類の下位に配置される中分類、更にその下位の小分類を順に決定して、最終的に階層を持った分類体系が作成される。本稿で取り上げる標準職業分類はいずれも演繹的な視点で作成された分類である。

職業分類では、一般的に、一人の人に割り当てられた、ひとまとまりの仕事とそれに伴う責任を指して「職務（job）」と呼ぶ。職務は、職業分類における分類単位でもある。職業分類は職務を分類したものであり、個人の従業上の地位やその仕事が行われる事業所の産業分野は職務に関係しない。職業分類は、人に対して、その従事する仕事を通じて適用される。

職業分類では、多種多様な職務のうち類似しているものを束ねてひとつの分類項目を設定する。この分類項目が職業分類上の「職業」である。そのため分類項目と現実の職務とは一対一に対応するとは限らない。分類項目は複数の職務をグループ化したカテゴリーである。通常、各カテゴリーに含まれる職務の共通性を反映した名称を項目名にすることが多い。

職務の類似しているものを束ねて分類項目（＝職業）を設定するとき、職務が類似しているかどうかを

判断するための基準を類似性基準又は分類基準という。類似性基準は、最小単位の分類項目を決定する際の指針として用いられるだけではなく、最小単位の分類項目をより大きなカテゴリーである上位階層の分類項目に集約する際の指針としても用いられる。更に分類の枠組みや分類項目の配列に用いられることもある。このように類似性基準は職業分類の性格を決定し、分類項目の構成、位置づけ、配列を決める重要な役割を果たしている。

II 黎明期の職業分類³⁾

1 我が国における職業分類の源流とその展開

我が国において職業が調査項目に用いられた最初の調査は、1869（明治2）年の「駿河国人別調」であるとされる。1871年に戸籍法が制定されると、翌年職業のリストである職分表が作成された。その後1877年には日本職業区分稿が作成された。これら3種類の職業分類はいずれも明治初年に作成され、年を追うごとに職業の数が増えているが、体系的な職業の編成というにはほど遠く、この時代はまだ個別職業の列挙にとどまっていた。

体系的な職業分類のさきがけは、1879年の「甲斐国現在人別調」に使用された職業分類である。この職業分類は17の項目で構成され、各項目の下には合わせて681の職業名が掲載されている。17の項目は、はじめに農業、次いで工業、商業、公務、自由業の順に配列されている。この順序は、農→工→商→自由業という歴史的な産業分化の流れを項目の配列順に反映させたものと考えられる。

余談になるが、駿河国人別調、日本職業区分稿、甲斐国現在人別調の職業分類はいずれも杉亮二が作成したものである。徳川幕府時代の開成所教授であった杉は、明治政府成立後、徳川氏に従って駿河国に移り、人別調を行った。1870年に明治政府に任用された後、1877年に日本職業区分稿を作成し、1879年にはそれまでの統計調査の経験を買われて甲斐国現在人別調を担当することになった。我が国の草創期における職業分類の作成と発展は、杉亮二という統計専門家の職業分類に対する取り組みと軌を一にするものであった。

話を戻そう。1902（明治35）年の国勢調査に関する法律の公布は、職業分類史上、近代的な職業分類を作成する契機になったという意味において特筆すべき出来事である。国勢調査用職業分類の準備分類として1905年に内閣統計局の職業分類が作成された。この職業分類は人口動態統計の出生票や死亡票に記入された父親の職業や死亡者の職業に関する情報を取

集して、それを、当時国際的に広く使用されていたJ. Bertillonの職業分類の枠組みに沿って編成したものである。その大分類は、農林漁業、工業、商業・交通業、公務・自由業、その他の有業者、無職業の6項目で構成されている。我が国における近代的な職業分類の編成が人口動態統計に記載された職業を分類・集計することから始まっているのは意外な事実である。

1920（大正9）年の第1回国勢調査用職業分類は、ひとことで表現すると産業分類的職業分類である。大・中・小分類で構成され、大分類だけでなく中・小分類段階でも産業区分的な名称が使われていた。これは、当時、職業と特定産業との結びつきが強く、社会・経済の実態を反映した職業分類を作成しようと思えば、産業の区分と職業とを混成した形態にならざるを得なかったからであると考えられる。

職業分類から産業分類を分離する試みは、1930（昭和5）年の国勢調査用職業分類から始まった。この職業分類の作成にあたっては、1923年の第1回国際労働統計家会議において職業と産業は別々に扱うべきであるとの結論に至ったことを受けて、職業の所属する産業の種類ではなく、原則として労務の種類を基準にして区分することを基本理念としたが、実際の大分類項目は第1回国勢調査用職業分類とほとんど同じで、依然として産業区分的な名称になっていた。

職業分類から産業分類を実質的に分離するための第一歩は、1940年の国勢調査用職業分類まで待たなければならなかった。この分類では、Bertillon式分類を踏襲せず個人の仕事の種類に着目して職業を編成し、大分類項目には経営者、事務者、技術者、作業員、公務員、自由業者、無業者などの名称が使われた。

2 国際基準の萌芽

国際職業分類の起源はJ. Bertillonの職業分類に遡る。Bertillonは、ヨーロッパ諸国がそれぞれ独自の職業分類を使用していることから生じる国際比較上の問題を取り除くため国際職業分類の試案を作成し、この分類案は1893年の第4回国際統計協会で受理された。Bertillon分類は、原料の生産、原料の変形と利用、行政・自由業、その他の職業の4大綱を分類の枠組みとし、そのもとに12の大分類、61の中分類、207の小分類、499の細分類が設定されていた。

職業分類の国際基準がまだ確立されていなかった当時、この分類は事実上の国際標準分類の役割を担っていた。我が国は上述の通り国勢調査用職業分類の初期の段階でBertillon式分類の考え方を取り入れている。

Bertillonは1895年の第5回国際統計協会で産業分

類案を提案し、これを契機に職業分類と産業分類との関連について議論が湧き起こった。この議論は1923年の第1回国際労働統計家会議において、両者は全く別のものであり、一緒に取り扱うことはできないとの結論に至った。

Ⅲ 国際基準と日本

1 国際標準職業分類⁴⁾

国際標準職業分類 (International Standard Classification of Occupations, ISCO と略) は次の2つの目的をもって国際労働機関が作成している職業分類の国際基準である。第一は各国の職業別統計データを国際比較するための枠組みを提供すること、第二は職業分類をまだ作成していない国や既存の職業分類を改定しようとしている国に対して職業分類のモデルを提供することである。

国際基準の問題が国際的な議論の俎上に載ったのは第二次大戦後の1947年であった。この年に開かれた第6回国際労働統計家会議では国際職業分類が課題として取り上げられ、翌年から分類案の作成作業が開始された。

大分類案は1949年の第7回国際労働統計家会議で採択されたが、大・中・小分類案が採択されたのは、それから8年後に開催された1957年の第9回国際労働統計家会議であった。8年という期間の長さは、各国間の争点が多岐にわたり、意見対立が深刻であったことを如実に表している。

この間、職業分類から産業分類や従業上の地位分類を分離すること、職業紹介等の目的を兼ねた分類を作成するのではなく、純粋に統計目的のための分類を作成すること、熟練度に応じて職業を分けることは小分類の段階で行うことなど、分類原則について重要な合意が成立した。しかし分類項目については合意が難しかった。これには分類の作成方法が関係している。国際標準職業分類は演繹の方法で作成された分類である。この方法は国際比較性と統計としての利用性を高めるために採られたが、下位段階の分類項目ほど各国の経済発展の程度や産業構造の違いによって意見の差が大きく、そのことが意見集約を難しくした。

8年にわたる議論を経ても各国間の意見の隔たりがすべて埋まったというわけではなかった。大・中・小分類案を採択できたのは、各国が国際標準職業分類のモデルとしての有用性を認識し、実際に適用して分類を改善するという点で妥協したからである。

1957年に採択された最初の国際基準 (ISCO-58) は、個人の従事する仕事の種類 type of work per-

formed にもとづいて職業を分類したものである。職業分野ごとに仕事の種類を考慮して分類項目が設定された。仕事の種類を判断する基準には、仕事の遂行に必要な知識・技術、取り扱う原材料の種類、職場環境、使用する道具・機械器具の種類などが採用された。

1987年の国際標準職業分類の第三版 (ISCO-88) は、ISCO-58 及びその分類項目の改定版である第二版 (ISCO-68) の分類原則とは異なる原則を採用しているという意味において全く新しい職業分類である。その特徴は次の2点に集約できる。

第一は分類の概念を明確にしたことである。中心的な概念は職務 (job) とスキル (skill) である。職務とは一人の人が遂行する課業 (task) と責任 (duties) の集まりであり、この職務が ISCO-88 の分類単位になっている。

他方、スキルとは職務に含まれる課業と責任を遂行する能力である。スキルにはスキルレベルとスキルの専門分野の両面がある。スキルレベルは、職業を遂行するために必要な能力がどの段階の教育によって獲得されるかによって4つに区分されている。スキルの専門分野とは職務の類似性を判断するための基準である。具体的には、必要とされる知識の分野、使用する道具・機械器具、取り扱う原材料、生産する財や提供するサービスの種類が基準として用いられている。

第二は大分類項目の設定と配列においてスキル概念を適用したことである。スキルレベルに対応した新たな大分類項目 (テクニシャン、準専門的職業従事者) が設定され、大分類項目はスキルレベルの高い順に配列されている。

2 日本標準職業分類

日本標準職業分類は公的統計調査の結果を職業別に表示する際の基準となる分類である。第二次大戦後、1950年の国勢調査用職業分類が標準職業分類を作成するための出発点となった。この分類は国際基準の枠組みと当時の職業分化の実態とを折衷した最初の試みであった。大・中・小分類の3段階分類のうち大分類は1949年の第7回国際労働統計家会議において採択された ISCO-58 の大分類項目を参考にして設定された。国際基準と我が国の職業分化との折衷は、たとえば仕事の種類を分類の対象にしながら、中分類は産業別区分になっているといった点にみられる。

その後、1953年の日本標準職業分類草案と1955年の国勢調査用職業分類を作成した経験を踏まえ、更に1957年に ISCO-58 が設定されたことを考慮して、1960年に日本標準職業分類が正式に設定された。日本標準職業分類は、ISCO-58 にもとづいて職業定義な

どの分類原理や大分類項目を定めることによって国際基準との整合性を高め、その一方、この枠組みの中で我が国独自の職業分化を小分類に反映させるという考え方のもとに作成された。その後、日本標準職業分類の累次の改定では、次の3点が中心的な課題になっている。①国際比較性の向上、②時系列比較に対する配慮、③社会経済情勢の変化への対応。

日本標準職業分類は、設定以降、5回改定されている。ISCO-68がISCO-58の分類項目の改定版であるように1970年、1979年、1986年の3回の改定は、1960年分類の分類項目の改定版である。国際標準職業分類はISCO-88で著しい変貌を遂げた。しかし1997年、2009年の改定では、我が国の社会・職業の現実（学歴と職業との結びつきが緩やかであること、技術者とテクニシャンあるいは専門職と準専門職との区別が難しいことなど）を踏まえて、いずれもスキル概念の導入が見送られている。そのため日本標準職業分類は2009年の最新版といえども分類原理をISCO-68に準拠しており、その結果、日本標準職業分類の大分類項目と、スキル概念を分類原理としているISCO-88及びその改定版である2007年のISCO-08の大分類項目とを比較した場合、表1にみるように、両者が一対一に対応する項目は稀である。国際標準職業分類との整合性を高めるためには、スキル概念を導入したり、既存の項目を分割・統合したりする必要があるが、その方向への舵取りには限界がある。それは我が国の労働市場や職業構造の特性を把握しやすいようにデザインされた日本標準職業分類の特徴を損なってまで国際比較性を向上させる必要があるとは考えられないからである。国際比較性の向上は、国内事情によってその範囲が限定されざるを得ないのが現実である。

最後に、標準職業分類における「標準」の意味についてひとこと付け加えたい。日本標準職業分類は既に社会的に定着している職業を把握するための分類である。職業は定着していることをもって初めてこの職業分類に設定される。したがって新しく誕生した職業や就業者数の限定的な職業、あるいは統計調査で就業者を把握することが難しいと思われる職業などは、日本標準職業分類に設定される職業の対象になりにくい。

他方、国際標準職業分類は、職業分類のモデルとして位置づけられているが、ここにいうモデルとは、各国が国際標準職業分類を職業分類の到達点と考え、そ

こに向かって自国の職業分類を見直すという意味ではない。モデルという言葉は、各国がその労働市場や職業構造の特性に応じて国際標準職業分類の分類原理や分類項目を自国の職業分類に取り入れれば職業別統計の国際比較が容易になるという意味で使用されている。

表1 大分類項目の比較

日本標準職業分類 (2009年)	国際標準職業分類 (2008年)
管理的職業従事者	管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者	専門的職業従事者
	テクニシャン、準専門的職業従事者
事務従事者	事務補助員
販売従事者	サービス・販売従事者
サービス職業従事者	
保安職業従事者	
農林漁業従事者	農林漁業の熟練従事者
生産工程従事者	技能工及び関連職業従事者
輸送・機械運転従事者	設備・機械運転従事者、組立工
建設・採掘従事者	
運搬・清掃・包装等従事者	単純作業従事者
	軍人

- 1) 統計基準とは、2007年に全面改正された統計法の第2条第9項に規定されている。公的な統計を作成する際に統計間の統一性を確保するために用いられる分類などに関する基準をいう。
- 2) 日本標準職業分類のすべての分類項目を使用することが求められているわけではなく、一部の分類項目の使用や一定範囲内での分類項目の統合・分割が認められている。なお、政府機関の業務統計や行政上で職業分類を使用する場合には統計基準と異なる分類を用いることができる。
- 3) 本節にある職業分類の歴史的記述は、三潁(1983)にもとづいている。
- 4) 本項にある国際標準職業分類の内容に関する記述は、ILO(1958, 1990)にもとづいている。

参考文献

総務省政策統括官(統計基準担当)(2009)『統計基準 日本標準職業分類』。
 三潁信邦(1983)『経済統計分類論——職業・産業分類の形成』有斐閣。
 労働政策研究・研修機構(2012)『職業分類の改訂記録——厚生労働省編職業分類の2011年改訂』資料シリーズNo.101, 労働政策研究・研修機構。
 International Labour Office (1958) *International Standard Classification of Occupations*, Geneva: International Labour Office.
 ——— (1990) *International Standard Classification of Occupations: ISCO-88*, Geneva: International Labour Office.

にしざわ・ひろし 労働政策研究・研修機構キャリア支援部門主任研究員。職業分類の主な研究成果に『第4回改訂厚生労働省編職業分類 職業分類表——改訂の経緯とその内容』(労働政策研究・研修機構, 2011年)。心理学専攻。